Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

令和８年１１月２４日
報道発表資料
川崎市(危機管理本部)

「川崎市地域防災計画　震災対策編・風水害対策編（修正素案）」について市民の皆様からの御意見を募集します

川崎市は、「川崎市地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）」の修正素案について、令和８年１２月４日（金）から令和９年１月１２日（火）までパブリックコメントを実施し、市民の皆様からの御意見を募集します。

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき作成する市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。防災庁の設置に伴う修正や、既に取組を開始している防災対策の追加等を行い、この度、「震災対策編」及び「風水害対策編」の修正素案を取りまとめましたので、市民の皆様から広く意見を受け付けます。

１　意見募集期間

令和８年１２月４日（金）から令和９年１月１２日（火）まで
※郵送の場合は令和９年１月１２日（火）消印有効
※持参の場合は令和９年１月１２日（火）１７時１５分まで

２　意見提出方法

意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス又は住所）」を明記の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

（１）郵送又は持参
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市危機管理本部危機管理部計画担当（川崎市役所本庁舎６階）

（２）ＦＡＸ
ＦＡＸ番号　０４４－２００－３９７２
（川崎市危機管理本部危機管理部計画担当）

（３）意見提出フォーム
川崎市ホームページのパブリックコメントのページから、専用のフォームを使って送信
https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/601/0000191655.html

川崎市 HP

３　閲覧場所及び配布場所

（１）危機管理本部危機管理部計画担当（川崎市役所本庁舎６階）
（２）川崎市ホームページ
https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/601/0000191655.html
（３）各区役所の市政資料コーナー
（４）かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟２階）
（５）支所（仮庁舎）・出張所、市民館（本館・分館）、図書館（本館・分館）
閲覧期間：令和８年１２月４日（金）から令和９年１月１２日（火）まで

４　注意事項

・御意見に対する個別の回答はいたしませんが、類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果を後日ホームページで公表します。
・電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
・記載いただきました個人情報は、提出された御意見を確認する場合に利用し、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、適正に取り扱います。

問合せ先
川崎市危機管理本部危機管理部　飯田
電話　044-200-0561
内線　22508

川崎市地域防災計画　震災対策編・風水害対策編（令和８年度修正素案の概要）

1　川崎市地域防災計画について

○　川崎市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長とする川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

○　川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し事業を行うにあたっての指針であり、次の各編で構成されています。

震災対策編　風水害対策編　都市災害対策編　地区防災計画編　資料編

参考　前回の修正

令和８(2026)年３月　震災対策編・風水害対策編の修正

- 安全で衛生的なトイレ環境の確保など、能登半島地震の課題を踏まえた修正
- 気候変動に伴う風水害対応や南海トラフ地震臨時情報発表時の対応など、近年の防災を取り巻く状況を踏まえた修正
- 被災者に対する福祉的支援の充実など、災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

2　川崎市地域防災計画の体系及び構成

○　川崎市地域防災計画は、国の防災基本計画に基づき作成する神奈川県地域防災計画等と整合を有する計画で、災害発生の未然防止や被害の軽減を目的とした「予防計画」、初動体制や情報通信体制等を定めた「初動対策計画」、災害発生から応急対策の終了に至るまでの対応を定めた「応急対策計画」、被災者の生活支援や施設の災害復旧を定めた「復旧計画」等で構成されます。

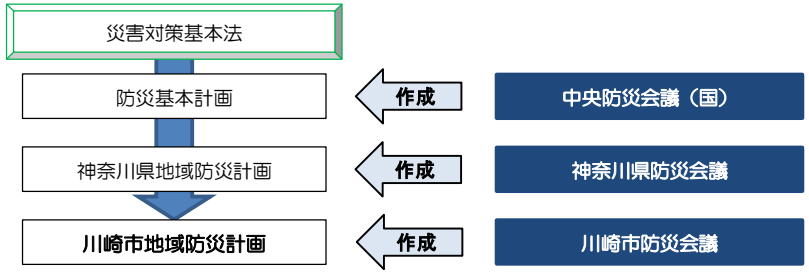

3　令和８(2026)年度の主な修正事項

（１）防災庁の設置に伴う修正〔震災対策編・風水害対策編〕

令和８(2026)年11月２日に防災庁が設置されたことに伴い、国の所管を内閣府から防災庁に変更するなどの修正を行います。



3　令和８(2026)年度の主な修正事項（つづき）

（２）既に取組を開始している防災対策の追加

避難所の環境改善や災害用トイレの地域展開など、市民の安全安心、被害の軽減等を図るため、運用を整理するなど実効性を確保し、既に取組を開始している防災対策について追記します。

ア　避難所の環境改善〔震災対策編・風水害対策編〕
（ア）高齢者や障害者等に配慮した簡易ベッドの配備
（イ）夜間の視認性確保のための投光器の活用


避難所への簡易ベッド（段ボールベッド）の配備

イ　災害用トイレの地域展開〔震災対策編・風水害対策編〕
補助制度を活用したマンホールトイレの設置促進

ウ　多言語による防災情報の提供〔震災対策編・風水害対策編〕
翻訳機能を活用した多言語による防災情報の提供

エ　防災知識の普及啓発〔震災対策編・風水害対策編〕
災害リスク情報等を音声で案内する耳で聴くハザードマップを活用した要配慮者への啓発

オ　浸水被害の軽減を目的とした市民への情報提供等〔風水害対策編〕
（ア）内水ハザードマップや浸水実績図の作成・公表
（イ）各区道路公園センター等における土のうの提供

カ　防災気象情報等の変更〔風水害対策編〕
気象庁による防災気象情報等の変更に伴う気象予報・警報の名称等や本市の動員体制の変更

（３）その他の修正〔震災対策編・風水害対策編〕

統計情報の時点更新など、所要の修正を行います。

参考　今後の予定

令和８(2026)年11月24日	総務委員会 所管事務報告（修正素案の報告）
12月４日	パブリックコメント手続（令和９(2027)年１月12日まで実施）
令和９(2027)年２月	危機管理推進会議
３月	総務委員会 所管事務報告（パブリックコメントの実施結果及び修正案の報告） 川崎市防災会議で承認、計画公表、議会机上配布、報道発表

川崎市地域防災計画 について、皆様のご意見をお聞かせください

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

意見募集期間：令和８（2026）年12月４日（金）から
令和９（2027）年１月12日（火）まで



防災マスター（見習い）
マナビー

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき作成する
市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

より効果的な取組となるよう、皆様のご意見をお聞かせください。

川崎市地域防災計画 震災対策編・風水害対策編（修正素案）の主な内容

(1)防災庁の設置に伴う修正

令和８(2026)年11月２日に防災庁が設置されたことに伴い、国の所管を内閣府から防災庁に変更するなどの修正を行います。



(2)既に取組を開始している防災対策の追加

避難所の環境改善や災害用トイレの地域展開など、市民の安全安心、被害の軽減等を図るため、運用を整理するなど実効性を確保し、既に取組を開始している防災対策について追記します。

ア　避難所の環境改善	・高齢者や障害者等に配慮した簡易ベッドの配備 ・夜間の視認性確保のための投光器の活用
イ　災害用トイレの地域展開	・補助制度を活用したマンホールトイレの設置促進
ウ　多言語による防災情報の提供	・翻訳機能を活用した多言語による防災情報の提供
エ　防災知識の普及啓発	・災害リスク情報等を音声で案内する耳で聴くハザードマップを活用した要配慮者への啓発
オ　浸水被害の軽減を目的とした市民への情報提供等	・内水ハザードマップや浸水実績図の作成・公表 ・各区道路公園センター等における土のうの提供
カ　防災気象情報等の変更	・気象庁による防災気象情報等の変更に伴う気象予報・警報の名称等や本市の動員体制の変更



避難所への簡易ベッド
（段ボールベッド）の配備

(3)その他の修正

統計情報の時点更新など、所要の修正を行います。

本リーフレットは抜粋版ですので、
是非、本編等もご覧ください。

川崎市　パブリックコメント

川崎市HP

川崎市地域防災計画とは

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長とする川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、「震災対策編」、「風水害対策編」、「都市災害対策編」、「地区防災計画編」及び「資料編」で構成されています。

川崎市地域防災計画　震災対策編・風水害対策編（修正素案）の意見募集について

1　意見の募集期間

令和８（2026）年12月４日（金）から令和９（2027）年１月12日（火）まで

※　郵送の場合は、当日消印有効です。
※　持参の場合は、土・日曜、祝日を除く、８時30分から正午まで、13時から17時15分までの時間帯でお持ちください。

2　閲覧資料

資料１「川崎市地域防災計画　震災対策編・風水害対策編（令和８年度修正素案の概要）」
資料２「川崎市地域防災計画　震災対策編（修正素案）新旧対照表」
資料３「川崎市地域防災計画　震災対策編（修正素案）本編」
資料４「川崎市地域防災計画　風水害対策編（修正素案）新旧対照表」
資料５「川崎市地域防災計画　風水害対策編（修正素案）本編」

3　閲覧場所

・危機管理本部危機管理部計画担当（川崎市役所本庁舎６階）
・川崎市ホームページ
・各区役所の市政資料コーナー
・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟２階）
・支所(仮庁舎)、出張所
・市民館（本館・分館）
・図書館（本館・分館）
※　閲覧場所の開庁・開館時間は各ホームページをご確認ください。

4　意見提出方法

①**郵送**　〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地
　　川崎市危機管理本部危機管理部計画担当
②**持参**　川崎市危機管理本部危機管理部計画担当（川崎市役所本庁舎６階）
③**ＦＡＸ** 044－200－3972
④**川崎市ホームページ**
　インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントのページから専用のフォームを使って送信してください。

川崎市HP

5　注意事項

・意見書の様式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及びその代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
・電話や来庁による口頭での意見等は受け付けておりませんのでご了承ください。
・ご意見に対する個別の回答はいたしませんが、類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。
・記載いただきました個人情報は、提出されたご意見を確認する場合に利用し、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、適正に取り扱います。

6　問合せ先

川崎市危機管理本部危機管理部計画担当
電話：044－200－0337　　ＦＡＸ：044－200－3972



たくさんのご意見をお待ちしていますニャビ！

ニャビ先生